

「日本の心のふるさと出雲」応援寄附のPRにご協力ください

市では、ふるさと出雲の発展を願う皆さんや、出雲市に心を寄せていただく全国の皆さんから、広くふるさと寄附を募っています。いただいたご寄附は、『げんき、やさしさ、しあわせあふれる縁結びのまち「出雲」のまちづくり』を実現するための貴重な財源として、観光や産業、福祉、教育、環境など、さまざまな事業に活用しています。

市外にお住まいの家族や知人・友人の皆さんに、この制度を紹介いただきますようご協力をお願いします。

寄附金を活用する平成27年度事業(予定)

- 歴史文化資源の保存・活用や出雲の魅力発信など観光振興
*観光情報発信、おもてなし環境づくり、重要文化財施設保存修理事業など
- 高齢者の「人生100年・生涯健康」
*外出困難な高齢者へのデマンドタクシー等運行事業など
- 産業・福祉・教育・環境などの充実・発展
*出雲ブランド商品認定事業、福祉タクシー利用券交付、学校図書購入、環境保全活動など
- 出雲のブランド化推進事業(出雲の魅力の情報発信) など

寄附をいただいた皆さんには

- 確定申告またはワンストップ特例制度を利用することにより、所得税または個人住民税から2千円を超える額の一定限度額まで控除(減額)されます。
(ワンストップ特例制度の適用については、下の「ふるさと納税ワンストップ特例制度について」をご覧ください。)
- 1万円以上の寄附をいただいた市外在住の方には、出雲市の特産品を進呈します。また、20万円以上の寄附をいただいた方には、出雲にお越しいただく限定旅行プランも設けました。



寄附の申込方法など詳しくは、市ホームページ「ふるさと寄附」または本庁・支所にある「ふるさと寄附パンフレット」をご覧ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは…

確定申告が不要な給与所得者等※について、ふるさと納税の寄附先団体に申告特例申請書を提出することにより確定申告不要で翌年度の住民税から控除を受けられる特例制度が創設されました。この特例制度は平成27年4月1日以後に行われた寄附について適用されます。

ただし、次の場合等はワンストップ特例制度の対象になりませんので、これまでと同様に確定申告または住民税申告をしてください。

- ・ふるさと納税の寄附先団体が5団体を超える方(同じ団体に複数回寄附をされても寄附先の団体数は「1」となります。)
- ・平成27年3月31日までにふるさと納税をされた方
- ・確定申告書または住民税申告書を提出される方

※確定申告等が必要な自営業(農業)者の方や、給与所得者等であっても医療費控除等を受けるために確定申告等を行う必要のある方は対象となりません。

「日本の心のふるさと出雲」応援寄附に関するおたずねは 出雲ブランド室 ☎21-6274

ふるさと納税ワンストップ特例制度に関するおたずねは 市民税課 ☎21-6770



平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率(年税額)が変更になります。



●原動機付自転車等の税率を引き上げます。

原動機付自転車等の税額

車種区分		平成28年度	平成27年度	車種区分		平成28年度	平成27年度
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	1,200円	軽自動車二輪(125ccを超え250cc以下)		3,600円	2,800円
	50ccを超え90cc以下	2,000円	1,400円	二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円	4,800円
	90ccを超え125cc以下	2,400円	1,900円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	1,900円
	50cc以下ミニカー	3,700円	3,000円		その他	5,900円	5,600円

●四輪の軽自動車等は、車検証に記載されている「初度検査年月」(新車新規登録日)によって下表のいずれかの税額になります。

- 新車新規登録から13年を経過した環境負荷の大きい軽自動車は、税率が重くなります。(重課税)
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した軽自動車で、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成28年度分の税率を軽減する特例措置を適用します。(グリーン化特例)

四輪の軽自動車等の税額

			平成28年度の税額					
車検証の初度検査年月			平成15年1月～ 平成27年3月	平成27年 4月以降	平成14年 12月以前	平成27年4月～平成28年3月		
税額区分			旧税額 (平成27年度 税額のまま)	新税額	重課税額 ※	グリーン化特例(平成28年度のみ)		
						(ア)新税額の 概ね75%軽減	(イ)新税額の 概ね50%軽減	(ウ)新税額の 概ね25%軽減
四輪以上 (660cc 以下)	乗用	自家用	8,600円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,600円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	4,800円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,600円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪(660cc以下)			3,700円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円

※電気自動車等は重課税の対象外となります。

(ア) 電気自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ) 乗用:平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用:平成32年度燃費基準達成車 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車で平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)車に限りです。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税は所有者に課税されます

- ・軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。登録内容(車体・名義・廃車など)に変更がある場合は、4月1日までに申告手続きをしてください。4月2日以降に譲渡や廃車の手続きをされても、月割りで税金が還付されることはありませんので、十分ご注意ください。

- ・公道を走行しない車両であっても、課税の対象となります。

軽自動車の種類には、軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車があります。

※農業や建設業などの事業で使用する小型特殊自動車も対象となりますので、申告が必要です。

(例) 農耕トラクタ、乗用田植機、コンバイン、農業用薬剤散布車、フォークリフト、ミニバックホウ、ロードローラ、ホイールキャリア

軽自動車税に関するおたずねは 市民税課 ☎21-6703